

## [事案 2020-234] 新契約無効請求

・令和3年4月14日 裁定打切り

### <事案の概要>

契約者および被保険者の関与なく契約が成立したとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和62年10月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約者とされる父も、被保険者である自分も、申込手続に関与しておらず、申込書の各署名は他人が書いたものである。
- (2) 自分は申込時、面接士による面接を受けていない。
- (3) 平成2年10月に行われている父から自分への契約者変更について、名義変更請求書の署名は自分の筆跡ではない。
- (4) 平成15年12月の死亡保険金受取人変更、平成29年8月の死亡保険金受取人変更および同月の指定代理請求人変更の諸手続は、自分が行なったが、本契約が有効に成立したことを認めたものではない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書の申立人署名と、申立人自ら行なったことを認めている契約者変更手続にかかる名義変更請求書の署名の筆跡が同一であり、かつ、これらの筆跡と申込書の父の署名は筆致が異なることから、申込書への署名は各人が自ら行なったと考えられる。
- (2) 本契約は面接士による面談・審査がなければ成立し得ない契約であることから、申立人が面接士による審査を受けたことは間違いない。
- (3) 申立人が申込手続後、自ら諸手続を行なった事実を照らすと、申立人が本契約の存在を認識していたことは、疑いようのない事実である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申込書の契約者欄および被保険者欄の署名主体が判然とせず、これら署名に関して、申立人父・申立人以外の者が関わった可能性の存否や申立人父とその者との法的関係が確認できず、申立人父が申込手続をしたか、同人に申込意思があったかどうか、および、申込手続に際して申立人による被保険者同意があったかどうかについて認定することができない。
- (2) 関連者間の関係等や、申込手続の状況、同手続への関連者の関与内容・度合、申込手続後の諸手続におけるやり取り等について、詳細に事実認定をする必要があるが、そのためには、募集人らや、申立人父、母を証人として呼び出した上で、裁判所における厳格な証拠調べ手続が必要不可欠である。

(3)しかし、当審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていないことから、当審査会において、上記証拠調べに基づく事実認定を行うことは、制度上不可能である。したがって、公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当である。